

○白井市政治倫理条例

平成12年12月22日

条例第38号

[注] 平成18年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（一部改正〔平成18年条例29号〕）

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職権に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市（市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人又は株式会社を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約に関し、特定業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員（臨時職員等を含む。）の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

- (6) 議員は、職員の昇格又は異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を遵守するとともに、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

2 市長等及び議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。
(宣誓書の提出)

第4条 市長等及び議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）に宣誓書を提出しなければならない。
(資産等報告書の提出義務等)

第5条 市長等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位及び肩書、収入及び税等の納付状況について毎年5月15日から同月31日までに、次条に定める資産等報告書を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

2 資産等報告書には、規則で定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

3 議長は、第1項の規定により提出された議員の資産等報告書を提出期限から10日以内に市長に送付し、市長は、市長等の資産等報告書とともに毎年7月10日までに、これを市民の閲覧に供しなければならない。ただし、前項の証明書類は、閲覧の対象としない。
(資産等報告書の記載事項)

第6条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

(1) 資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利（借地権等） 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 預金及び貯金（当座預金、普通預金及び普通貯金を除く。） 預入れ金融機関名、預金及び貯金の種類及び金額並びに定期預金の預金日及び満期日
- オ 動産 価額が100万円以上の動産（生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。）の種類、数量、価額及び取得の時期
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、

額面金額及び時価額

ク ゴルフ会員権 ゴルフ場の名称、口数及び時価額

ケ 貸付金及び借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 1件につき50万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額

(2) 地位及び肩書

ア 企業その他の団体（宗教的、社会的及び政治的団体を除く。）における役職名及び報酬（顧問料等その名目を問わない。）の有無及び金額

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての相手方及び条件

(3) 収入 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これらに類する収入の金額。ただし、一出所当たり年間5万円未満のものを除く。

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税の前年分並びに市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分の納付状況

イ 普通地方公共団体に関する使用料等の前年度分の納付状況

（一部改正〔平成19年条例17号〕）

（資産等報告書の訂正）

第7条 市長等及び議員は、資産等報告書を訂正しようとする場合においては、訂正届を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出した上、訂正を行い、訂正した箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。ただし、当該報告書の訂正は、毎年6月30日までに行わなければならない。

2 前項の規定により資産等報告書の訂正を行った場合は、訂正した部分は、これを読むことができるよう字体を残さなければならない。

（資産等報告書の閲覧及び保存）

第8条 資産等報告書の保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

2 何人も、市長に対して前項の規定により保存されている資産等報告書の閲覧を請求することができる。

3 何人も、閲覧により知り得たことは、この条例の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

（政治倫理審査会の設置等）

第9条 資産等報告書及び政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、白井市政治倫理審査会（以

下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、6人以内とし、資産等報告書及び政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者で社会的信望があり、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議会の承認を得て市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とし、3期を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 6 審査会の会議の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って定める。

(一部改正〔令和4年条例1号〕)

(審査会の職務)

第10条 審査会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 第12条第1項に規定する必要な調査及び審議をすること。
- (2) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告をし、又は建議すること。

2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取、及び資料提供等必要な調査を行うことができる。

(審査結果の尊重)

第11条 市長及び議長は、次条第3項及び第4項の規定により報告又は送付された審査結果を尊重し、必要な措置を講ずる。

(市民の調査請求権)

第12条 地方自治法第18条に定める選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を調査請求書に添えて市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
- (2) その他この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付し、市長は、市長等及び議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から起算して90日以内に、第10条第1項第1号の職務に従い、その審査結果を市長に文書で報告しなければならない。

4 市長は、議員に係る審査結果の写しを議長に送付しなければならない。

5 市長及び議長は、前2項の規定により審査結果が報告され、又は送付された日から7日以内に、その写しを請求者及び調査を求められた市長等又は議員に送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

6 市長又は議員に関する第1項の調査は、規則で定める期間、請求できない。

(調査請求権にとまなう責務)

第13条 前条の調査請求権は政治倫理の確立のための権利であることから、選挙権を有する者は、自らの責任と役割を自覚し、行使するものとする。

(市長等又は議員の協力義務)

第14条 市長等又は議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第15条 市長は、市長等又は議員が資産等報告書の提出をしなかったとき、虚偽の報告をしたとき又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(職務関連犯罪による第1審有罪後の説明会)

第16条 市長等又は議員が、職務に関連し、又はその地位を利用した不正行為により第1審で有罪の判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議長が、市長等については市長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、市長等又は当該議員は、説明会に出席し釈明するものとする。

2 前項の説明会において、選挙権を有する者は、市長等又は当該議員に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、市長又は議会が定める。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第17条 市長等又は議員が、前条の有罪の判決の宣告を受け、刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(工事等の契約に関する遵守事項)

第18条 市長等及び議員の配偶者及び1親等又は同居の親族並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第12条第1項の規定(同項第2号に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた市長等及び議員の行為について適用する。

(政治倫理の確立のための白井町長の資産等の公開に関する条例の廃止)

3 政治倫理の確立のための白井町長の資産等の公開に関する条例(平成7年条例第26号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 旧条例の規定による資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の保存及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第13号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白井市政治倫理条例第6条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則（令和4年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱又は任命される委員の任期について適用し、この条例の施行の際現に委員の職にある者の任期については、なお従前の例による。